

## 明日の船橋に

# 船橋市介護保険 訪問看護職員雇用促進事業 補助金

船橋市では、介護現場における訪問看護職員の確保と訪問看護サービス等の安定的な供給を目的として、訪問看護職員の賃金改善に係る経費及び事業所の宣伝広告に係る経費について補助を行っています。事業者様におかれましては、是非とも補助金の活用についてご検討ください。

※本補助金は予算の範囲内で交付するため、事前に周知の上、年度の途中で事業終了となる場合があります。

### 対象サービス

- ☞ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ☞ 看護小規模多機能型居宅介護
  - ☞ 訪問看護
- いずれも船橋市内に所在する介護保険事業所が対象です。

### 補助対象経費

- ☞ 訪問看護職員の賃金改善に係る経費  
常勤換算1人あたり月額 15,000円 1事業所につき月額 150,000円上限
- ☞ 事業所の宣伝広告に係る経費  
実経費と基準額（税込42,000円）、何れか低廉な額の1/2 年間2回まで算定可

### 交付要件

- ☞ 船橋市の被保険者である要介護（支援）認定者に対しサービス提供をすること
  - ☞ 賃金改善に係る経費について補助を受けた総額を、看護職員の賃金に充てること
  - ☞ 全職員に対して雇用促進事業の内容について周知を行ない、それを証すること
- 他  
※令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、市税の滞納の有無については、申請要件として取り扱いません。

詳細は市ホームページ

(<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/009/p021297.html>) をご覧ください。

船橋市介護保険課総務係（担当：沖・谷津・内藤）

Tel 047-436-3306